

ロイヤル・ダッチ・シェルに対する気候変動訴訟(2)

阿 部 満

目 次

1. はじめに
2. 判決の構成 (4)「裁判所の判断」(4)まで本誌114号掲載, (5)以下本号)
3. 削減義務(2)「本判決の削減義務判断」まで本号)
4. 検討
5. 終わりに

2. 判決の構成

4) 「裁判所の判断」(承前)

(5) RDSのシェル・グループの気候変動政策と各請求の可否

上記(4)で、判決は、RDSがシェル・グループの企業政策を通じ、同グループ企業の操業からの直接排出だけでなく(スコープ1)、操業のための資材・エネルギー調達(スコープ2)、同グループの事業に関連して第三者の原料生産や製品の消費までを含めた間接的排出(スコープ3)までを含むグループ全てのCO₂排出量を2030年までに2019年比で45%削減する義務を負うとした。

次に、判決は、RDSがこの義務を現在のシェル・グループの気候変動政策で果たしているのかを検討する。

RDSは、シェル・グループがエネルギー転換に向けて具体的な取り組みを進めており、上記2)事実認定(5)で触れた、2020年4月の責任投資年次報告書等に示した政策では具体的な目標を掲げていると主張している。また、裁判所もシェル・グループが危険な気候変動の分野で各国政府、国際・国内機関

と協働していることは公知の事実であり、パリ協定の気候目標に署名し、EUのGreen Deal⁽¹¹⁾、オランダ気候変合意⁽¹²⁾及びオランダ気候法⁽¹³⁾の目標を支持していることを認めている。

原告らは、シェル・グループが上記にもかかわらず、2030年までにより低い排出というよりはより高い排出に向かっていて、30%の増産と新しい油田・ガス田に重大な投資をしようとしている、と主張している。

判決は、この点につき、以下の通り判示し、RDSのシェル・グループの気候変動政策及びその意図と目標がRDSの削減義務に適合しておらず、削減義務の違反に当たり、原告らの求めるRDSに対する上記削減義務の遵守命令を認容するとした。

「RDSが2019年と2020年にシェル・グループのより厳格な気候目標を設定したことは公知の事実である。しかしながら、シェル・グループの事業計画は、これらの目標に従ってアップデートされるべきであり、将来のポートフォリオや計画についてさらに説明するべきである。当裁判所の見解では、RDSの政策自体、及びその意図と目標は、長期（2050年まで）においては、ほんやりとしたもので、定まっておらず、拘束力を欠く計画に過ぎない。さらに、これらの計画（その「目標」、「意図」）は、無条件なものではなく、－シェルの文書中の免責文言や注意書きからそのように読み取れるのだが－社会全体がパリ協定の目標に向かって進むペースに依存するとされているのである（「社会や消費者と足並みを揃えて」）。2030年の排出削減目標は完全に欠如していて、ネット・カーボン・フットプリントについて2035年を中期目標として特定している。このことから、当裁判所は、RDSが、社会がエネルギー転換に向けてより遅い足並みを取るのであれば、シェル・グループもそれほど急がないようにする権利を留保すると主張しているものとみなす。さらに、RDSは、RDSの新規探鉱開発計画が遵守されるべき削減目標に合致していないとする原告らの主張に十分に反論できていない。RDSが定めた政策は、自らは社会の成り行きを伺いながら、

先駆的な役割は、政府や他の当事者に任せることを主に示している。そうすることで、RDSは、シェル・グループの企業政策を通じて積極的に削減義務を履行ことが求められている自身の責任を放棄している。」

裁判所は、このほかの原告の請求について、a) RDSの操業、販売した製品のためにシェル・グループ全体でスコープ1, 2, 3での大気中への総CO₂排出が原告らに対する不法行為であること、及び、2019年を基準年として、RDSがパリ協定2条1項に定める温度目標、関連する利用可能な最善の気候科学に従いCO₂の削減義務を負うことの宣言的判決の請求については、前半は現在のRDSの排出が不法行為には当たらないこと、後半は裁判所が上記削減義務の遵守命令を認容するので宣言の利益がないことを理由に認められないとした。また、b) RDSの操業、販売した製品のためにシェル・グループ全体でスコープ1, 2, 3での大気中への総CO₂排出が2030年末までに2019年比で少なくとも45%（予備的に35%, 25%）削減されなかった場合は、RDSが原告らに対して不法行為を行ったことになることの宣言的判決の請求については、将来において原告らの主張するような不法行為が行われるかは認定できないことを理由に認められないとした。

（6）結論と訴訟費用

上記の検討を踏まえて、裁判所は、次のとおりの結論を言い渡した（日本の判決の主文）。

1. 原告らのうち、ActionAid（定款にアフリカ問題を掲げ、オランダ住民の利益を目的として規定していない団体）と個人原告については、手続的要件（原告適格がない）を理由にその請求は却下する。

2. その他の原告団体のクラス・アクションに基づく請求も、CO₂排出によって引き起こされる危険な気候変動を削減する点で全世界の人類の利益を代表する限りにおいて却下する。

ロイヤル・ダッチ・シェルに対する気候変動訴訟（2）

3. 原告らの請求2（RDSに対し、その操業、販売した製品のためにシェル・グループ全体でスコープ1, 2, 3での大気中への総CO₂排出が2030年末までに2019年比で少なくとも45%（予備的に35%, 25%）削減することを命じる差し止め請求）は認容する。その他の原告らの請求は棄却する。

4. RDSは、本件について原告らに発生した弁護士費用（2万1千994.5ユーロ）を含む手続費用計2万2千732.51ユーロ及び本判決後2週間経過後の上記金員の法定利率による遅延損害金を支払え。

5. ActionAid（原告適格が認められなかった団体）は、RDSに発生した手続費用計1千126ユーロ及び本判決後2週間経過後の上記金員の法定利率による遅延損害金を支払え。

6. 原告らは、RDSに発生し手続費用計1千126ユーロ（原告適格が認められなかった個人原告に代わり原告らが負担すべきとされた）及び本判決後2週間経過後の上記金員の法定利率による遅延損害金を支払え。

7. （略）

8. 第3項ないし6項については、仮に執行することができる。

9. その余の全ての請求は棄却する。

（7）まとめ

改めて本判決の結論をまとめると、気候変動の影響を被るおそれのあるオランダ住民らの利益との関係で原告適格を有するオランダの6つの環境団体の請求に基づき、RDSは、オランダ民法第6編162条2項に定める、不法行為上の不文の法に基づく注意義務として、シェル・グループの企業政策を通じ、同グループ企業の操業からの直接排出だけでなく（スコープ1）、操業のためのエネルギー調達（スコープ2）、同グループの事業に関連して第三者の原料生産や製品の消費までを含めた間接的排出（スコープ3）までを含むグループ全てのCO₂排出量を2030年までに2019年比で45%削減する義務を負う、当該義務

の履行がRDSによる現在の企業政策では満たされていないため、上記削減義務の履行を命じる、ということになる。

原告らの主要な請求であるCO₂削減義務の履行命令（差止め請求）を認容する結論であり、削減義務の内容も、原告の主たる請求（予備的に35%、25%削減も請求）通りである。

本判決を理解する上でポイントとなる点は、RDSのCO₂削減義務の存否、その根拠と内容である。その法的根拠と構成、義務の根拠とされた要素と内容について見ていきたい。

3. 削減義務

1) 差止請求の法的根拠

本判決が、原告らの求めるRDSによるCO₂削減義務の履行命令を認容した法的根拠は、オランダ民法第6編第162条（オランダ民法では編ごとに条文番号が付されている⁽¹⁴⁾）である。当該規定は、オランダ民法第6編「債権総則」第3章「不法行為」第1節「一般規定」の冒頭条文にあたる。

まず、この第6編第162条の規定とその位置づけを整理しておく。

「第6編第162条：不法行為の定義

1. 他人に対して不法行為を行った者は、自身がその行為に責任を負う場合、不法行為の結果その他人が被った損害について賠償しなければならない。
2. 他人の権利の侵害、及び法令によって命じられた義務または不文の法によって社会生活上適切な行動とされるものに違反する作為または不作為は、正当化事由がない限り、不法行為とみなされる。
3. 不法行為が不法行為者の過失又は法令もしくは一般に受け入れられている原則から不法行為者に責任があるとされる原因によって生じた場合、不法行

為は当該不法行為者が責任を負う。」

オランダ民法の「不法行為」の章立ては、第1節「一般規定」、第2節「人および物に対する責任」、第3節「製造物責任」、第4節「不実広告」となっている。

第2節「人および物に対する責任」には、責任無能力者の監督者責任、被用者の行為についての使用者責任、危険な動産、土地の工作物、動物の占有者等の責任など、民法の特殊不法行為（第714条から718条）に相応する規定が置かれており、第3節「製造物責任」、第4節「不実広告」は、個別領域における不法行為が規定されている。

このことから、不法行為一般の成立要件・効果及び不法行為責任に関するルールは、第1節「一般規定」に規定されていると理解できる。第1節「一般規定」には、上記第162条に続いて、侵害規範が被害者の被った損害を保護するものであることの必要性（163条）責任能力（164条、165条）、複数不法行為者の扱い（166条）、訂正措置（167条）、差止めが制限される場合等（168条）が規定されている。

以上のオランダ民法の「不法行為」及びその第1節「一般規定」の構成とその規定ぶりから、第162条は日本の民法709条と同じく、一般不法行為責任規定と理解できる。

日本の民法709条とは規定ぶりは異なるものの、不法行為の成立要件として、他人の権利侵害又は注意義務違反、不法行為と損害との因果関係を求めていること、効果として損害賠償を明記していることは共通している。

この第162条は、日本の一般不法行為民法709条の成立要件として講学上「過失」ないし「違法性」に整理されるところの、「他人の権利侵害」、「法令上の義務違反」、又は「不文の法によって社会生活上適切な行動とされるものの違反」のいずれかを満たす行為を不法行為としており、本判決は、RDSのCO₂削減

義務を上記の第3番目、判決の言葉で言うと「不文の法に基づく注意義務」として位置付けている。

差止請求権については、第162条には明文で定められていないが、第168条で「裁判所は、訴えの内容が不法行為の差止である場合、当該行為が公益の観点から許容されることを理由に訴えを退けることができる。」と規定しており、不法行為の効果として差止めがあることが前提とされている。

2) 本判決の削減義務判断

本判決は、RDSのCO₂削減義務の法的根拠とその解釈について、以下のように判示する。

「RDSの削減義務は、オランダ民法第6編第162条に規定される不文の注意義務に基づくものであり、不文の法と受容されているものに反する行為は不法である。RDSは、グループ全体の企業政策を決定する際に、社会における相当の注意義務を尽くさなければならない。不文の注意義務基準の解釈にあたっては、本件での全ての状況を勘案することが求められる。」

「当裁判所は、不文の注意義務の解釈にあたり、以下の要素を考慮した。(1) シェル・グループでのRDSの政策決定の位置付け、(2) シェル・グループのCO₂排出量、(3) オランダ及びWadden地域でのCO₂排出による結果、(4) オランダ住民とWadden地域居住者の生存する権利、私的・家族的生活に関する権利、(5) 国連ビジネスと人権に関する指導原則、(6) シェル・グループ関連企業におけるCO₂排出のチェックと影響、(7) 危険な気候変動を避けるために必要なこと、(8) 可能な削減への道筋、(9) 危険な気候変動を減少させること、成長する世界人口に適応するという双子の目標、(10) ETS制度及びシェル・グループに許可・義務が適用されるその他の排出キャップ・アンド・トレード制度、(11) 削減義務の効果、(12) 国家及び社会の責任、(13) RDS及びシェル・グループが削減義務を達成ための負担、(14) RDSの削減義務の部

分性。』

「以下、本判決において「不文の注意義務」とは、RDSに求められる、オランダ住民及び Wadden 地域居住者に対する注意義務を指す。」

判決は、上記の（1）から（14）までの要素を順番に検討していくが、（1）から（8）が RDS の削減義務を認定するまでの判断で、（9）以降は RDS からの免責ないし減責の根拠として主張された事項に裁判所が応接し、その主張を否定した部分である。以下、（1）から（8）までの概要を紹介する。

（1）シェル・グループでの RDS の政策決定の位置付け

「…認定した事実から、RDS は、シェル・グループの一般政策を決定していることが認められる。」

（2）シェル・グループの CO₂ 排出量

「シェル・グループは、世界の化石燃料業界のメジャー・プレーヤーである。スコープ1から3までを全て含めれば、シェル・グループは、世界全体の CO₂ 排出の重大な部分について責任がある。シェル・グループ全体の CO₂ 排出（スコープ1から3）合計は、オランダを含む多くの国の総排出量を超えている。シェル・グループ全体の CO₂ 排出（スコープ1から3）がオランダおよび Wadden 地域の地球温暖化、気候変動に寄与していることについては争いが無い。」

（3）オランダ及び Wadden 地域での CO₂ 排出による結果

「オランダの産業化前からの平均気温上昇は、1.7℃で世界平均の0.8℃の2倍である。CO₂ 排出による気候変動は、オランダ及び Wadden 地域で重大かつ不可逆的な結果をもたらしてきた。オランダ及び Wadden 地域の気候変動のリスクは、様々なソースから明らかなことである。…このオランダ及び Wadden 地域におけるリスクには、熱波による健康・生命へのリスク、感染症増加、大

気悪化、紫外線増加、水関連または食物由来の疾病増加などによる健康・生命へのリスクも含まれる。また、水関連の健康リスクも含まれ、オランダ及び Wadden 地域は、沿岸及び河川での水害、水過剰、水不足、水質の悪化、塩害、水位上昇、早ばつなどに直面するだろう。」

RDS は、エアコンや水害対策などの気候変動適応戦略によって、これらの結果は回避可能である旨の主張を行ったが、裁判所は、適応策を講じたとしても、オランダ及び Wadden 地域での気候変動による重大かつ不可逆的なリスクは存在すると、これを退けた。

（４）オランダ住民と Wadden 地域居住者の生存する権利、私的・家族的な生活に関する権利

「原告らは、オランダ住民と Wadden 地域居住者の生存する権利、私的・家族的な生活に関する権利を主張する。人権及び基本的自由に関するヨーロッパ条約 ECHR 第 2 条、第 8 条、及び市民的・政治的権利に関する国際規約 ICCPR 第 6 条、第 17 条に掲げられたこれらの人権（以下、人権とする）は、国家と市民との関係で適用になるものである。原告らは、RDS との関係で直接的にはこれらの人権を主張することはできない。しかし、人権は社会全体の価値を示す基本的な利益であるがゆえ、原告らと RDS との間でも重要な役割を果たす。それゆえ、当裁判所は、不文の注意義務の解釈において人権と人権に込められた価値を重視する。」

「Urgenda 判決⁽¹⁵⁾において、ECHR 第 8 条は、地球温暖化を引き起こす CO₂ 排出の結果に対して保護を与えることを導いた。国連人権委員会は、ICCPR 違反の事件で第 6 条、第 17 条について同旨の判断をした。ICCPR 第 6 条に掲げられた生存する権利についての事件で、国連人権委員会は、以下のように判示した。

さらに、当委員会は、環境悪化、気候変動、及び持続不可能な開発は、

現在及び将来世代が生存する権利を享受する可能性について最も圧迫的で深刻な脅威の一つとなっている。

2019年の人権に関する特別報告書は、以下のように結論づけている。

現在、人権規範が気候変動を含む全ての環境要素に適用されることについては、全世界的な合意が存在する。」

「オランダ及び Wadden 地域における危険な気候変動の深刻かつ不可逆的な結果は、(3) で見たように、オランダ住民と Wadden 地域居住者の人権への脅威となっている。」

(5) 国連ビジネスと人権に関する指導原則⁽¹⁶⁾

「当裁判所は、不文の注意義務の解釈にあたって、国連ビジネスと人権に関する指導原則 UNGP に従う。UNGP は、権威ある、かつ国際的に支持されたソフト・ロー装置であり、人権との関係での国家及びビジネス企業の責務を示している。UNGP は、現在の見識を反映している。UNGP は新しい権利を創出するものではなく、法的に拘束力ある義務を設定するものでもない。UNGP は、例えば国連グローバル・コンパクト「原則」、多国籍企業に関する OECD ガイドラインのような全世界的に受け入れられているソフト・ロー装置と同じ系列にある。2011 年以来、欧州委員会は、ヨーロッパのビジネス企業に対し、UNGP に規定されている形で人権を尊重する責務を果たすことを求めてきた。これらのことから、UNGP は、不文の注意義務の解釈のガイドラインに相応しい。普遍的に支持される原則であるがゆえ、RDS 自身が UNGP に関与しているか否かは問題とならない。もっとも RDS は、自身のウェブサイトで UNGP を支持すると表明しているのだが。」

「…UNGP に定められているように、ビジネス企業の人権に関する責務は、当該企業がどこで操業していても負う、全ての企業活動に求められる世界規準である。その責務は、国家の人権保護義務の実施能力や意向とは独立して存在

する。そして、その責務は、人権についての国内法や規制の上に、それを越えて存在する⁽¹⁷⁾。それゆえ、その国家の人権の発展状況を調べ、国家の取っている措置に従うだけでは不十分であり、自身の責務を果たさなければならない。」

「ビジネス企業が人権を尊重しなければならないことが普遍的に支持されていることは、UNGP 及び ICCPR, ECHR を含むその他のソフト・ローから導き出せる。例えば、多国籍企業に対する OECD ガイドラインは、次のように規定する。

企業は、操業する各国の法律、規制、及び行政実務の範囲内で、かつ関連する国際的合意、原則、目的、及び基準を考慮し、環境、公衆衛生を保護してより広範な持続可能な開発に寄与するよう活動するために必要・適正な配慮をすべきである。特に、企業は、…科学技術リスク理解に整合的であるべきであり、人間の健康と安全も考慮に入れ、環境に重大な損害を与えるおそれがある場合に、このような損害を回避ないし削減するための費用対効果のある措置を留保する理由として、十分な科学的確実性がないことを使用してはならない。」

「ビジネス企業は、人権を尊重しなければならない。これが意味するところは、企業は他人の人権侵害を避けるべきで、かつ企業が関わる人権への悪影響に取り組まなければならないということである。人権への悪影響に取り組むとは、これらの悪影響を防止、制限し、必要であれば改善に向けて対処することである。これは、どこで操業するのであれ、全ての企業に求められるグローバル・スタンダードである。上述のように、企業の責務は、国家の人権保護義務の実施能力や意向とは無関係に存在していて、これらの要素は企業の責務を消滅させない。企業の責務は、企業の選択的な責務ではない。地域の法律関係とは関係なくどこでも適用され、受け身ものではない。

人権の尊重は、受け身の責務ではない。ビジネスの一部として行動を求めるものである。」

「ビジネス企業の人権に対する責務は、企業規模、事業分野、操業方法、所有・企業形態を問わず適用される。そうではあるが、責務の大きさや達成する方法の複雑さは、上記の要素や当該企業が人権に与える影響の重大さによって違ってくるであろう。その中でも企業規模は重要で、人権侵害の影響の大きさも企業規模に依存するところがある⁽¹⁸⁾。あるビジネス企業が人権への責務を達成する方法は、その企業が企業グループとして行動しているか、単独で行動しているかによって違ってくる。当裁判所は、RDSには多くのことが期待される、という見解である。RDSは、約1,100の企業から構成され、全世界の160カ国で操業してるシェル・グループを統括している。RDSは、シェル・グループの企業政策を設定する立場にあり、シェル・グループは、化石燃料市場におけるメジャー・プレーヤーであり、莫大なCO₂排出量について責任があり、その排出量は多くの国々の排出量を超え、オランダ及びWadden地域における地球温暖化と危険な気候変動に寄与しており、オランダ住民及びWadden地域の居住者の人権に深刻かつ不可逆的な結果とリスクをもたらしている。」

「UNGPは、企業は、自らの活動だけでなく、第三者とのビジネス関係によって人権に対する悪影響を与え得る、という考え方に基礎を置いている。人権を尊重する義務は、企業に以下のことを求めている。

a. 自らの活動によって人権への悪影響を引き起こす、あるいはこれに寄与することを避け、悪影響が生じた場合にはこれに取り組むこと

b. たとえ人権への悪影響に直接寄与していなくとも、企業は、自らのビジネス関係を通じて、自身の操業、製品、サービスと直接関連する人権へ悪影響を回避し、緩和する道を探求すること⁽¹⁹⁾」

「ビジネス関係とは、ビジネス・パートナー、バリュー・チェーンにある主体、そのほか当該企業の操業、製品、サービスに直接関連する非国家的主体及び国家的主体を含む。人権に関する責務は、当該企業のバリュー・チェーン全体をその範囲とする。」

ロイヤル・ダッチ・シェルに対する気候変動訴訟（2）

「RDSのバリュー・チェーンには、密接な関連を持つシェル・グループの企業も含まれ、RDSが当該企業の政策決定に影響力を有している。また、バリュー・チェーンには、シェル・グループが原料、電力、熱を購入している企業も含まれる。最終的にシェル・グループによって製造販売される商品の利用者がバリュー・チェーンの末端にいる（スコープ3）」

「不文の注意義務の解釈に当たって、当裁判所は、国際的に主張されまた支持されている、スコープ3に対して当該企業が真摯に責任を負うべきとする必要性も考慮した。この必要性は、化石燃料企業のようにスコープ3からの排出が当該会社のCO₂排出の主要な部分である場合、より高くなる。シェル・グループの場合、総排出量の85%は、スコープ3からの排出である。」

「企業は、自らの活動であれ、ビジネス関係の結果であれ、潜在的な人権に対する悪影響を特定し評価することが期待されていると良い。RDSは、これらの排出へのコントロールや影響力の程度に関わらず、スコープ1から3までの排出の悪影響を特定し評価することが期待される。実際にRDSはそうしてきた。RDSは、シェル・グループ自身による石油・天然ガスの探査、生産、精製、マーケティング、及び購入によって、また同時に、グループの製品の使用によって、世界的に莫大な量のCO₂を排出してきたこと、そして、その排出は疑いもなくオランダとWadden地域の気候変動に寄与したこと（上記（2））を知っている。RDSは、長期に亘って、CO₂排出の危険な結果及びオランダ住民並びにWadden地域居住者へのリスクを知っている。また、RDSは、シェル・グループのCO₂排出量を知っている - RDSは、グループのCO₂排出量を公表してきた。最後に、（認定済みの）2019年のCDP報告書⁽²⁰⁾の引用から、RDSは、定期的に自らの活動とビジネス関係の活動による気候変動リスクを短期（3年）、中期（3ないし10年）、長期（10年以上）について調査してきたことがわかる。」

「企業は、さらに、自らの調査結果と評価に基づき、適切な行動を取るべき

である。適切な行動が何かは、以下によって変わってくる。

i) ビジネス企業が、悪影響を与えている、あるいは寄与しているか。それとも、ビジネス関係がその操業、製品、サービスが悪影響に直接関連しているという理由だけで関係しているのか。

ii) 悪影響に取り組む影響力の程度⁽²¹⁾

この原則の注釈は以下のように述べている。

あるビジネス企業が人権への悪影響を与えているあるいはその可能性がある場合には、その企業は影響をなくす、回避するために必要なステップを踏むべきである。企業が人権への悪影響に寄与している、あるいはその可能性がある場合には、その寄与をなくす、回避するために必要なステップを踏むべきであり、そしてあらゆる残存する影響を最大限可能な限り低減させるために、影響力を行使すべきである。当該企業に、害悪を引き起こしている主体の不法な業務のやり方を変更させる能力がある場合、影響力があるとみなされる。

ある企業が人権への悪影響に寄与はしていないが、他の主体とのビジネス関係で、操業、製品、サービスが悪影響に直接結びついている場合、状況はより複雑である。このような状況で適切な行動を決定する要因には、当該企業の問題主体に対する影響力、当該企業にとっての問題主体との関係がどれだけ重要か、人権侵害の深刻さ、及び問題主体との関係を終了させることが人権に悪影響をもたらすことになるか、が含まれる。

…（中略）

もし、当該企業が悪影響を回避する、あるいは低減する影響力を持っているのであれば、それを行使すべきである。そしてもし影響力に欠けるのであれば、影響力を強める方法があるだろう。影響力は、例えば、問題主体に能力育成その他のインセンティブを提供したり、第三者と協働したりすることで強めることができるだろう。

RDS の責任は、シェル・グループのスコープ 1 から 3 までの排出に対して行使できる影響力並びにコントロール（（後述の）6）、危険な気候変動を避けるために必要なこと－原告らによればパリ協定の目標に従うこと（7）、及び可能な削減への道筋（8）によって定まる。」

（6）シェル・グループ及びそのビジネス関係から排出される CO₂ への RDS のコントロールと影響

「当裁判所は、（1）シェル・グループ（RDS とそのほかシェル関連企業）の CO₂ 排出と、（2）エンド・ユーザーを含むビジネス関係からの排出を区別する。」

「シェル・グループに属する企業に対して RDS が企業政策決定を通じて与える影響ゆえ、RDS は、これらの企業の活動については自らの活動と同様の責任を負う。RDS のシェル・グループへの広範なコントロール及び影響は、RDS の削減義務がシェル・グループの活動による排出結果に対する責任であることを示している。この削減義務の対象には、RDS の観点からすると、スコープ 1 の排出とシェル・グループ各企業に帰するスコープ 2 の排出が含まれる。シェル・グループ全体の観点からすると、これはシェル・グループのスコープ 1 の排出ということになる。」

「シェル・グループがその調達政策によりグループへの供給者の排出に対してコントロール及び影響を及ぼしていることには争いがない。これらが全体として、シェル・グループのスコープ 2 の排出にあたる。このことは、RDS がシェル・グループの企業政策を通じてこれらの排出にコントロール及び影響を及ぼすことができることを意味している。当事者間で最も争いのある争点は、RDS がシェル・グループのスコープ 3 の排出、すなわち、エンド・ユーザーによって放出される排出について及ぼすコントロール及び影響である。RDS は、自らがシェル・グループで製造・販売するエネルギー・パッケージとその構成を通じてコントロール及び影響を及ぼし得ることは争っていない。このことは、

RDS が強調している、契約上の債務及び長期の採掘権から生じる債務を負っているいるがためにシェル・グループがそのエネルギー・パッケージについての選択の自由を制限されているという状況によって変わることはない。この制限は、RDS がシェル・グループのエネルギー・パッケージを完全に自由には決定できないことを意味している。すなわち、シェル・グループのエネルギー・パッケージを決定する際に、RDS は、現在の債務を考慮しなければならないだろう。この制限は、RDS が究極的にシェル・グループのエネルギー・パッケージを決定する、すなわち結果としてエネルギー製品の範囲を決定する、という事実を変えるものではない。（8）で以下議論される削減への道筋で求められることだが、RDS は、現在の債務を遵守しながら、新規の採掘に投資しないことを自由に決めることができる。また、シェル・グループが提供するエネルギー・パッケージを変えることもできる。RDS は、シェル・グループが提供するエネルギー・パッケージを通じて、シェル・グループが製造・販売する商品のエンド・ユーザーのスコープ3の排出にコントロール及び影響を及ぼす。」

（7）危険な気候変動を避けるために必要なこと

「原告らは、その主張する RDS の削減義務を構成する際に、パリ協定の目標に依っている。パリ協定は、署名者を拘束する性格のものではなく、RDS に対しても拘束力を持つものではない。しかしながら、署名者達は、国家以外の利害関係人に援助を求めている。RDS あるいはシェル・グループが COP25 でそう呼ばれたように「締約国以外の利害関係人」にあたる否かは、まだ論じられたことがないままであるかもしれない。署名者達は、CO₂ 排出と地球温暖化の削減が国家だけでは達成できないと強調した。他の当事者も貢献しなければならない。2012 年以来、国家以外の当事者の行動が必要ということに国際的なコンセンサスがある。なぜなら、国家は自分だけでは気候変動問題に取り組めないからである。現在の状況は、国家以外の全ての者に CO₂ 排出削減に貢

献することを求めている。IPCCは、加盟国の2030年に向けての削減約束を合わせても、パリ協定の目標達成に遥かに足りない」と結論づけている。」

「パリ協定の目標は、IPCCの報告書に由来する。IPCCは、気温上昇がもたらす結果、気温上昇を生じさせる温室効果ガスの濃縮、及び地球温暖化を一定の温度に抑えるための削減への道筋に関する有効な科学的考察に基づいて報告をしている。それゆえ、パリ協定の目標は気候科学についての利用可能な最善の知見を示しており、幅広い国際的コンセンサスにより支持されている。パリ協定の拘束力を持たない目標は、危険な気候変動を回避するという共通利益を守る、全世界的に支持され受け入れられている基準を示している。当裁判所は、不文の注意義務の解釈に当たって、この論拠を採用する。当裁判所は、地球温暖化が2100年までに十分に2℃以下に保たれなければならない、気温の上昇を1.5℃以下にするため努力を惜しまないことが一般に受け入れられているとみなす。また、当裁判所は、このことは、温室効果ガス濃度の上限を2100年で450ppmとすることを求めており、温室効果ガス濃度の最大値を430ppmとすることが追求されなければならない、ことを意味するとみなす。なお、当裁判所は、上記の判示により、当裁判所がオランダ及びWadden地域での法的拘束力ある基準を形成するものではないことを付言する。当裁判所は、この危険な気候変動を避けるために必要なことについての幅広いコンセンサス—すなわちパリ協定の目標を達成すること—を、RDSがシェル・グループのCO₂排出を企業政策によって削減する義務を負っているか否かという問いへの解答に含めることとする。」

「当裁判所は、危険な気候変動に取り組むためには、喫緊の危機感が必要であると認める。現在の温室効果ガスの濃度（2018年で401ppm）を前提とすると、残りのカーボン・バジェットは限られている。このことは、温暖化1.5℃以下の限界である430ppmについても、2℃以下の450ppmについても当てはまる。求められる排出削減に時間がかかればかかるほど、排出された温室効果ガスの

レベルは上昇し、結果としてより早くカーボン・バジェットは尽きてしまう。排出レベルに変化がないとするとカーボン・バジェットは12年以内に使い果たされてしまう。国際エネルギー機関 IEA の「世界エネルギー見通し 2020」⁽²²⁾ に記されているように、この先10年は、危険な気候変動を避けるために極めて重要な時期となる。このことは国連環境計画 UNEP から支持されている⁽²³⁾。より早く削減を始めれば、残りのカーボン・バジェットが尽きるまでの期間もより長くなる。オランダにとって CO₂ 排出削減の緊急性はさらに高い。なぜなら今のところ、オランダでの気温上昇は世界平均の2倍の水準で推移しており、オランダ住民と Wadden 地域の居住者の人権に深刻かつ不可逆的な結果と危険をもたらしているからである。」

（8）可能な削減への道筋

「IPCC は、危険な気候変動とその結果に取り組むための可能な戦略についても考察を示している。IPCC1.5℃ 特別報告書⁽²⁴⁾ は、削減への道筋として、2030年に2010年比で CO₂ 排出をネットで45%削減する目標だけが2100年に50%の確率で地球温暖化を1.5℃に抑え、85%の確率で2.0℃に抑えることができる」と示している。この目標でも依然確率15%で地球（の気温）が2℃以上上昇する可能性があるものであり、これらの削減への道筋は、危険な気候変動の最も深刻な結果を回避する為に最善の実施可能な機会を提供しているといえる。このことから当裁判所は、2030年に2010年比で CO₂ 排出をネットで45%削減することを目標とする道筋が危険な気候変動の最も深刻な結果を回避する為に最善の実施可能な機会を提供するものであると認定する。IPCC が特定の削減への道筋を定めておらず、IPCC が報告しているシナリオはあり得る道筋の一つであって、たくさんの変異や代替シナリオがあることを RDS は正しくも指摘している。また、RDS は、一つの筋道だけが地球規模での全てのことについての措置ではないとする観点においても正しく、また、そのシナリオが様々

な関係者や部門の貢献，ましてや個々の当事者の貢献にまで落とし込めるものなのか，どの様に落とし込めるのかの問題について IPCC はコメントしていないことは，RDS が正当に指摘している通りである。そうではあるものの，地球温暖化を 1.5℃ にとどめるためには，ネットで CO₂ 排出量を 2010 年比で 2030 年までに 45%，2050 年までに 100% 削減する道筋が選ばれなければならないことについて世界規模でのコンセンサスが存在するのである。当裁判所は，不文の注意義務の解釈にあたり，この広範なコンセンサスを考慮に入れる。」

「上述した削減への道筋には，CO₂ 排出の埋め合わせ（オフセット）を使う余地を残した，ネットで目標が含まれることが一般に受け入れられている。このことは，1.5℃ 特別報告書及び EU とオランダ政府の最新の計画で CO₂ の排出の埋め合わせの利用の余地を残していることから，当然の帰結となる。例えばオランダ気候法の立法趣意書では以下の通り述べている。

温室効果ガス排出の定義には，また，マイナスの排出も関与することが含意されている。このマイナスの排出には，大気から温室効果ガスを抽出するプロセス，例えば，バイオマスを吸収したり，CO₂ を貯蔵したり（カーボン吸収・貯蔵 - CCS）が含まれる。測定方法の規則には，これらのマイナスの排出を温室効果ガス排出から控除する方法が含まれる。

IPCC は，幅広くマイナスの削減に基づく削減への道筋に伴うリスクに警鐘を鳴らしている。しかしながら，IPCC は，その様な削減への道筋の実行可能性について言及していない。それゆえ，幅広くマイナスの削減を利用するシナリオは危険なのかもしれないが，マイナスの排出を採用するシナリオを認めざるを得ないことは，一般的に受け入れられていると推定される。このことは，原告の主張する - SBTi⁽²⁵⁾ 報告に由来するものだが - CO₂ 排出の埋め合わせの選択肢なしに，絶対的に 2030 年度までに 45% 削減し，2050 年度までにネット・ゼロを達成する削減への道筋は，上述の幅広いコンセンサスを超えるものであることを意味する。それゆえ，原告らの主張するこの削減への道筋は考慮に入れな

い。」

「上述した削減への道筋は、全世界的なものであり、RDSに期待されていることについては何も述べていない。原告らは、世界全体に当てはまることはRDSにも当てはまると主張している。当裁判所は、この主張を評価し、RDSが、シェル・グループの企業政策を作成するにあたり、シェル・グループのCO₂排出（スコープ1、2及び3）が2019年比で45%低くなるようなガイドラインを採用しなければならない、との結論に至った。以下の法的根拠において、当裁判所はいかにしてこの結論に至ったかを示す。」

「当裁判所は、原告らが、エネルギー転換を市場に任せるとも、オランダのCO₂削減達成にRDSだけが責任を負うとも主張していないことに注意喚起する。両当事者は、危険な気候変動は世界的な問題であり、RDSだけでは解決できないこと同意している。この点について幅広いコンセンサスも存在する。このことは、以下の通り、オックスフォード報告にも記されており、RDSによっても引用されている。

どの関係者にとってもネット・ゼロを達成するには、ほとんど常に、程度は異なるものの、他の関係者の行為に依存することが必要だ、という幅広いコンセンサスが存在する。これらの相互の繋がりは、それぞれ異なった方法で機能し得るものである。ネット・ゼロは集団としての共通目標であり、異なる関係者間の協力は必須である。

当裁判所は、不文の注意義務の解釈にあたり、この幅広いコンセンサスを取り入れる。相互依存性と協力の必要性は、シェル・グループのビジネス関係についての責務のところでも言及した。これは、重大な個々の最善を尽くす責任であり、他の関係者との協働を求めている。」

「原告は、RDSに協働の自らの部分を実行し、シェル・グループに帰するCO₂排出が削減されることを確実にすることを求めている。これは、各企業が2050年までにネット・ゼロの目標に向かって独立に行動しなければならない

という国際的な幅広いコンセンサスに一致する。このことは、オックスフォード報告⁽²⁶⁾でも支持されていて、この点について以下のように述べている。

2050年までに全世界でネット・ゼロを目指す必要性についての一般的なコンセンサスが存在し、パリ協定の目的やIPCCの1.5℃特別報告書で明確に引用される多くの目標はそのタイムラインを設定している。また、企業ごとの削減の範囲と時期は、その能力と責任に応じて変わりうることにについても幅広いコンセンサスがある。オックスフォード報告は、次のように述べている。

全ての関係者がネット・ゼロを追求すべきであること同時に、さまざまな要因が各種の関係者に時期と範囲が異なる目標を適用することにつながる可能性があることについては、幅広いコンセンサスがある。1. 能力は削減の範囲と時期を決める鍵となる要素となるべきであり、高い能力があれば（例えば、先進国、大企業）より積極的に広範な目標をとるべきという幅広いコンセンサスがある。2. 歴史的な責任や過去の行動も考慮すべき要素となるとしている報告もある。しかしながらこの区分ははっきりとしたものではない。例えば、多くのグローバル企業は、世界規模で事業とサプライチェーンを持っている。3. より大きい排出者は、小規模の排出者より厳しい基準に適合することが求められるとする報告もある。4. 全ての関係者が自らの排出に対して同じコントロールを及ぼす訳ではないことを指摘している報告もある。」

「各企業の責任の具体的な実施は依然不明確である。」

「それゆえ、さまざまな企業が2050年までに排出ネット・ゼロに向けて行動する際に適用される時期について、うまく定義されかつ具体的な特定方法はない。しかしながら、上述のコンセンサスは、本件での不文の注意義務基準の特定についての出発点を提供している。それぞれの企業が2050年までにネット・ゼロを達成することに向けて独立に行動しなければならないという観点では、

RDS は、自らの部分を実行することを期待される。」

「何が RDS に期待されているのかという問題に答えるに際して、当裁判所は、本件で問題となっているオランダ及び Wadden 地域で迫っている環境損害は、世界中でさまざまな方法で発生した CO₂ その他の温室効果ガスがこの損害とその増加に寄与しているものであることを考慮する。RDS が—自らのごく限られた CO₂ 排出を除けば—現実にはシェル・グループのスコープ 1 から 3 までの排出を自身では発生させていないことは、明らかな事実である。しかしながら、この状況と RDS がオランダ及び Wadden 地域での危険な気候変動に取り組むべき唯一の責任当事者ではないという争いのない状況は、RDS をその能力に応じて危険な気候変動との戦いに寄与する個別的部分的な責任を免除する訳ではない。上記で考慮したように⁽²⁷⁾、この点、RDS がシェル・グループの政策決定本部であること、化石燃料市場におけるメジャー・プレーヤーであること、莫大な CO₂ 排出量について責任があり、ついでに言えばその排出量は多くの国々の排出量を超え、オランダ及び Wadden 地域における地球温暖化と危険な気候変動に寄与しており、オランダ住民及び Wadden 地域の居住者の人権に深刻かつ不可逆的な結果とリスクをもたらしていることを考慮すると、RDS には、多くのことが期待される。シェル・グループのスコープ 1 の排出の結果に対する義務、及び RDS がビジネス関係からの CO₂ 排出による深刻な気候変動リスクを除去する又は回避するために必要なステップを踏み、可能な限り残存する結果を最小限に抑えるために必要な影響力を行使することが期待されることの、エンド・ユーザーを含むシェル・グループのビジネス関係での最善を尽くす義務は、RDS にある。」

「これまでのところで、当裁判所は、不文の注意義務の解釈において、地球温暖化を 1.5℃にとどめるためには、ネットで CO₂ 排出量を 2010 年比で 2030 年までに 45%、2050 年までに 100%削減する道筋が選ばれなければならないことを考慮した。原告らは、本訴の召喚状発行にあたって、基準年として、

2010年ではなく2019年を選択した。RDSの、2019年そのほかの年を基準年にするのは適切ではなく、統計上の状況を誤って指摘しているとの主張は、基準年は削減目標を設定する目的で必要とされていることを無視している。基準年を2019年にするのはRDSの利益になると原告が表明しているのは正しい。なぜなら、シェル・グループのCO₂排出量は、一争いのないところであるが、2010年より2019年の方が多いためである。RDSは、その試算で、より高い2019年を基準にした45%は、絶対値では（例えば削減すべきギガトンでの量）、より多い量の削減義務を導き、同時により高い排出限度を導くことになることを示している。しかしながら、シェル・グループのCO₂排出が2010年以来増え続けている現在の状況から2010年の45%に到達するためには、RDSが試算したよりもずっと多い量のCO₂削減が達成されなければならないことになる。2019年を基準年とする削減目標は、やや及ばないものの、十分に地球温暖化を1.5℃にとどめるためにはネットでCO₂排出量を2010年比で2030年までに45%、2050年までに100%削減する道筋が選ばなければならないとする支持を得たコンセンサスに一致している。」

「それゆえ、RDSは、シェル・グループの企業政策を作成するにあたり、シェル・グループのCO₂排出（スコープ1、2及び3）を2019年よりネットで45%低くすることをガイドラインとして採用しなければならない。ネットは、シェル・グループ全体のエネルギー・ポートフォリオ（スコープ1、2、3）の排出削減量の合計を対象とする。これまで考慮してきた通り、RDSは、「正しい削減への道筋」は世界全体の各主体-全ての国家、企業も含めて-についてそれぞれに定めることはできない、とのスタート地点に立つことができる。上記のガイドラインは、シェル・グループのCO₂排出（スコープ1、2及び3）を2019年よりネットで45%削減することを達成できる限り、RDSが独自の削減への道筋を開発し、上手く適合するように変更していく余地を与えた。シェル・グループの活動に関しては、この義務は結果に対する義務である。エンド・ユーザーを含む

シェル・グループのビジネス関係に関しては、この義務は、ビジネス関係からのCO₂排出による深刻な気候変動リスクを除去する又は回避するために必要なステップを踏み、可能な限り残存する結果を制限するために必要な影響力を行使することが期待される文脈で、最善を尽くす義務である。この重大な義務の結果として、RDSは化石燃料採掘への新たな投資をやめること、同時に、又は、化石資源の生産を制限することもありうる。」

（以下、次号掲載予定）

注

- (11) The European Green Deal, European Commission (2019). ヨーロッパ委員会が定めた、2050年に温室効果ガス排出ネット・ゼロを目指す戦略。
- (12) 2019年6月にオランダ内閣が提示したオランダ気候合意 Climate Agreement は、企業、社会機関、政府機関の間で共同してオランダの温室効果ガス排出を2030年に1990年比で49%削減することを約束したものだ。
- (13) 2019年9月施行されたオランダ気候法は、オランダの温室効果ガス排出量が永続的かつ段階的に2050年までに1990年比で95%低いレベルになることを目標とする政策を策定する基本枠組みを作るものであり、この目標を実現するために、2030年までに1990年比でオランダの温室効果ガス排出量を49%削減し、2050年までに完全に化石燃料に頼らない発電とすることを掲げている。Bulletin of Acts and Decrees 2019, 253.
- (14) オランダ民法の条文は、Web上のDutch Civil Codeサイトの英訳<http://www.dutchcivillaw.com/civilcodegeneral.htm>（最終閲覧日2023年7月18日）に拠り、クリスティアン・フォン・パール（窪田充見・訳）『ヨーロッパ不法行為法（1）』（弘文堂 1998年）528頁以下の日本語訳を参考にした。
- (15) 前注・8参照。Supreme Court 20 December 2019, ECLI:NL:HR:2019:2006.
- (16) Guiding Principle on Business and Human Rights: Implementing the United Nations 'Protect, Respect and Remedy' Framework. (21 March 2011) A/HRC/17/31. 本指導原則について、東澤靖「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか。」明治学院大学法科大学院ローレビュー第22号23-40頁（2015）。本指導原則の草案を執筆したJohn Ruggieによる解説として、ジョン・ジェラルド・ラギー著・東澤靖（訳）『正しいビジネス－世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』（岩波書店 2014）。

ロイヤル・ダッチ・シェルに対する気候変動訴訟（2）

- (17) UNGP 第 11 条を引用。
- (18) UNGP 第 14 条を引用。
- (19) UNGP 第 13 条を引用。
- (20) Carbon Disclosure Project. CDP は、投資家、企業、国家、自治体などの環境影響についての開示制度を運営している国際非営利団体。CDP ジャパンの WEB サイトを参照 <https://japan.cdp.net>(最終閲覧日 2023 年 7 月 4 日)。
- (21) UNGP 第 19 条を引用。
- (22) IEA World Energy Outlook 2020.
- (23) UNEP Production Gap 2019
- (24) IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C (2018).
- (25) Science-based targets initiative. WWF, CDP, 世界資源研究所, 国連グローバル・コンパクトの共同により設立されたイニシアティブ。企業に、パリ協定の目標に合致する排出削減への明確な道筋を提供することを目的としている。
- (26) University of Oxford, the analysis of the various protocols and guidelines for climate change for non-state actors (2020).
- (27) 本稿「(5)国連ビジネスと人権に関する指導原則」第 5 段落目に相当する、の RDS のオランダ及び Wadden 地域での人権侵害についての責任について判断した判決部分を引用。